独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十四号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号、第十六条第二項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項から第三項まで（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第二十九条第一項並びに附則第八条第二項において準用する同法第十六条第四項及び第十七条第五項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百五十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「及び高等専門学校」を「、高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいい、同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、「第十一条ただし書」の下に「（同法第百三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第八項中「及び高等専門学校」を「、高等専門学校及び専修学校」に改める。

第四条第五項第一号中「及び」を「並びに国（」に、「（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）」を「を含む。第十九条第二項において同じ。）」に改め、「同じ。）」の下に「及び専修学校」を加える。

第七条第二号及び第八条中「高等学校」の下に「及び専修学校」を加える。

第十条第二号及び第十六条第二号中「及び幼保連携型認定こども園」を「、幼保連携型認定こども園及び専修学校」に改める。

第十九条第二項中「国立大学法人」を「国」に改める。

附則第五条第一項中「附則第八条第一項に規定する保育所等」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改め、「及び特定保育事業（法附則第八条第一項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を利用する児童」を削り、同項ただし書中「及び特定保育事業を利用する児童」を削り、同条第三項中「法附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業」を「保育所等」に改め、「要保護児童」と」の下に「、第四条第五項第二号中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と」を加え、「附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項」に改め、「及び特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者の当該特定保育事業」及び「及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業」を削り、同条第四項中「及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業」を削り、同項第二号中「若しくは特定保育事業が行われる場所」を削る。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「及び幼保連携型認定こども園」を「、幼保連携型認定こども園及び専修学校（高等課程に係るものに限る。）」に、「附則第八条第一項に規定する保育所等」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改め、「。以下この条において同じ」及び「並びに沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。）を利用する児童」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（平成二十九年度の共済掛金の支払期限の特例）

2　平成二十九年度の共済掛金（独立行政法人日本スポーツ振興センター法第三条に規定する専修学校並びに同法附則第八条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる施設の災害共済給付に係るものに限る。）の支払期限については、第一条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「新令」という。）第九条（新令附則第五条第三項において準用する場合を含む。）中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

文部科学大臣　松野　博一

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十五号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の施行に伴い、並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項及び第十七条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び同条第一項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同項の表大学の項中「この表において」を削り、「三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五四、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五四、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は六四、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は六四、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円」に改め、同表高等専門学校の項中「三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円」に改め、同表専修学校の項中「及び国立大学法人が設置する専修学校」を「、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項の表において同じ。）、国立